

2024年7月2日

千葉地方最低審議会  
会長 様

日本労働組合総連合会千葉県連合会

## 2024年度最低賃金行政に関する要請書

2024年度の春季生活闘争は、我が国の経済が新たなステージへと進めるかどうかの正念場であり、連合に集う働く仲間が一丸となって交渉に臨んでおります。長年続いたデフレマインドを払拭するためには、いま、この流れを未組織の労働者も含めた社会の隅々にまで確実に波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して低位にとどまり、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へと早急に引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、千葉県は、東京都との金額差も依然大きく、87円という金額差が東京都への労働力の流出を助長していると考えられます。

こうした中、昨年末に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知と実効性の向上をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

以上の認識のもと、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

## 記

## 1. 地域別最低賃金について

## (1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げを目指すこと。
- 地域別最低賃金の決定は、公労使で議論を尽くした、説得力のある金額を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

## (2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低



賃金審議会の目安の答申が出された以降速やかに審議会を開催し、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知がはかれるよう、指導を徹底すること。

## 2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

### (1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

### (2) 業務改善助成金の活用促進

- 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

## 3. 最低賃金の履行確保

### (1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

### (2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、県庁および自治体に対して指導を強化すること。

## 4. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、指導をすること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引き上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、現状3年に一度の策定サイクルの見直しについて検討すること。

以上

最低賃金の抜本的な改正を求める意見

千葉県内地区労・ユニオン交流会

市原地区労働組合協議会

私は市原地区労働組合協議会で議長をしています[REDACTED]と申します。最低賃金の抜本的な改正を求める意見を申し述べさせていただきます。

まず少しだけ私自身の話をさせてください。[REDACTED]

話が個人的な問題に過ぎました。ここから本論に入ります。

中央最低賃金審議会が、2023年度において、全国加重平均43円（過去最高額）の引上げ額を示し、千葉県においても、42円の引上げがなされ、その結果最低賃金額は時給1026円とされました。Aランクにおいて唯一目安額を上回った千葉県審議会に敬意を表するものですが、増額された上記金額でさえも、1日8時間、週40時間働いたとしても月収約16万4160円、年収で約197万円にしかありません。これでは労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできないばかりか、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）としての最低賃金制度の目的を果たしていません。

最低賃金法は、第1条において「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とする旨を明示しています。このような現状を踏まえれば、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度をすべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）として真に実効的に機能させることが必要不可欠であるとかんがえます。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、光熱費・物価の高騰が続き、生活困難が広がっています。この物価高騰下であるにも関わらず、給料や時給が十分に上がらず、実質賃金は低下しています。さらに、日本の最低賃金が先進各国の最低賃金と比較しても著しく低いことは、従前と変わっておらず、日本の相対的貧困率が15.4%と、先進各国中最悪となっている要因の一つでもあります。

しかし、日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。正社員の賃金ですら、最低賃金付近の労働者が増加しています。特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。最低賃金はかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響をもつようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がり食い止める役割を担う、そのような社会的位置付けに変化しています。また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流失や地域経済の疲弊も問題となっています。

岸田文雄内閣総理大臣は、自身の経済政策である「新しい資本主義」の最重要の核として「人への投資」を掲げ、賃金の引上げを強調しています。さらに、2022年6月7日、新しい資本主義実現会議での答申を経て「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定され、上記実行計画推進のため策定された工程表には、最低賃金について「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す」旨が明記されています。

他方、最低賃金の引上げにあたっては、財政的な裏付けが乏しい中小企業を支援する方策が必要です。2022年4月1日以降の事業年度について、給与等を増額させた場合にその一部を法人税等から税額控除できる賃上げ促進税制が開始されました。また、ものづくり補助金や持続化補助金においても賃上げをした中小企業への補助率を引き上げる特別枠が設けられているほか、政府調達においても賃上げをした中小零細企業に対し加点が行われる等されています。

国民経済の健全な発展には、中小企業への支援策を充実させると同時に最低賃金額の引上げを図ることが肝要であり、上記の実行計画は、まさにこの点を意識した内容となっているものであり、このような中小企業への支援策はさらに充実されるべきであると考えます。

よって、私は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、千葉地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の抜本的引上げを図ることを求めます。私たちは最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金1500円以上を求めます。

2024年7月22日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

千葉県労働組合連合会

## 2024年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

厚労省が7月8日に発表した5月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を反映した実質賃金は前年同月比1.4%減。26カ月連続のマイナスで、過去最長を更新しました。基本給などの所定内給与は賃上げを受けて2.5%増と31年4カ月ぶりの上げ幅でしたが、実質賃金のマイナス幅は前月（1.2%減）から拡大しました。現状の物価高騰に対する労働者の賃上げは追いついておらず、最低賃金を大幅に引き上げるなどの法規制をかけることは、今まで以上に重要なことだと考えます。

千葉県の昨年の最低賃金改定では時間額1,026円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約180,000円、年額約2,200,000円にしかならず、この金額ではまともな生活を送ることは困難であり、ダブルワークもしくはトリプルワークをしている労働者も大勢います。

また、千葉労連が実施した自治体非正規職員の賃金実態調査では、2023年4月1日時点の時間額が2023年10月1日の最低賃金改定に伴って引上げが必要となった、もしくは改定を見込んで1,026円に設定した自治体は48市町村ありました。このことは、非正規労働者の多くの賃金が最低賃金を目安とされ、地場賃金を低く抑える要因ともなっています。その結果、人口減少や必要な職種の労働者不足といった問題に波及しています。千葉県の場合、隣接している東京都と最賃が時間額で87円格差がありますし、全国では時間額220円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。最低賃金審議会として、具体的な指標が示されないような「支払能力」に執着するのではなく、生計費原則などの生活実態にウエイトを置いた審議を行うことを期待します。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1500円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすくして行

政の力強い支援策の拡充は不可欠です。今年の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

## 記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。
2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めていただきたい。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めていただきたい。
  - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
  - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
  - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めていただきたい。

以 上

生協労連 コープネットグループ労働組

## 2024年度の最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。日本社会から格差と貧困をなくすために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を求めています。どこでもだれでも1日8時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていく必要があると考えています。今年度の千葉の最低賃金額の改定に際し、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

### 1. 2024年度の最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2023年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、千葉県の最低賃金改定では時間額1,026円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約180,000円、年額約2,200,000円にしかありません。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には、千葉県労働局長あてに「2023年度内最低賃金額再改定の要請書」を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2024年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

千葉で暮らす労働者が必ずしも千葉県内で働いているわけではありません。隣接している時給の高い東京都や埼玉県に働きに出ています。労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小と解消を求める声が大きく広がっています。そういった点も踏まえ議論していただきたいと考えます。

### 2. 職場の従業員の暮らしの実態

急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています。以下にこの間あがっている声を紹介します。

「食卓に並べるおかずを少なくして、節約している。野菜の値段が上がって、前みたいにサラダとか食べられないから、栄養バランスが心配」

「時給が50円上がったところで生活は変わらない。100円以上上がらないと今までのような買い物ができない」

「どうしても切り詰めるところは食費になってしまう。水道光熱費や学費を切り詰めるのは到底無理。なるべくお弁当を持参して生活防衛をしている」

「以前は休みが無くて実家に帰れなかったが、今はお金が無くて簡単に帰れなくなってしまった」

「現在市川で働いているが、時給が高い江戸川区で働くことを検討している。職場は好きだが、少しでも時給の高いところで働かないと生活がままならない。」

### 3. すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立を

全労連とその加盟組織は最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にしていく運動に取り組んでいます。全国一律の最低賃金制度を求める要求は、科学的根拠に基づくものです。全国各地で1ヶ月の生活に必要な費用を調査する最低生計費試算調査を実施し、その結果から、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な費用は、月額約23万円（時給換算で1,500円～1,700円）程度であることが明らかになっています。

私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声は、様々な団体や国会議員の間でも広がってきています。私たちが毎年取り組んでいる全国一律最賃制を求める国会請願署名の紹介議員も2022年は104人、2023年は121人と、増えてきています。

中央最賃審議会の目安協議会では、昨年10月の改定から3ランク制へと変更することを決めましたが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだまだ不十分なものです。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしています。全労連が考える最賃法改正の4つのポイントとは、「公務員への適用」「中央と地方の各審議会の役割整理」「決定要素からの事業の支払能力削除」「中小企業支援策の国への義務づけ」です。今年度の最賃審議会での議論でも、上記の経過を踏まえた検討がなされることを期待します。

### 4. 最低賃金の引き上げは、中小企業支援策とセットで

現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに「事業の支払能力」を挙げている点があります。憲法が保障する生存権が「事業の支払能力」に左右されるようなことはあってはならないと考えます。また、この間生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

### 5.働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

どこで暮らしても同じ仕事には同じ賃金、同一価値労働同賃金を実現させ、いまのような地域間格差を解消し全国一律制の最低賃金制度にすることが必要です。非正規労働者の一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げるとは喫緊の課題です。千葉県最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。

以上

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤克之助 殿

## 最低賃金の抜本的な引き上げの答申を

2024年7月22日

ちば合同労働組合

2024年10月1日から適用となる千葉県の最低賃金について時給1500円以上の答申を出すことを求めます。

当組合は、地域合同労組・ユニオンとして、非正規労働者の待遇改善などに取り組んできました。この間の物価上昇の影響はとりわけ光熱費や食料品などで大きく、最低賃金に近い水準で働く者にはより困難が生じています。企業はコスト増加分を上回る値上げで収益を拡大させる一方、労働者の賃金にはほとんど反映されず、物価上昇が賃上げを大きく上回る状況が生じています。「強欲インフレ」とも言われているようですが、実質賃金のマイナスが20数カ月も続く状況に歯止めをかけるためにも、この数年間の物価上昇を大きく上回る最低賃金の引き上げは急務です。

昨年度の最低賃金審議会の議論や答申を踏まえ、岸田首相は、2030年代半ばまでに1500円に引き上げることを新たな目標とすることを表明しましたが、これは今すぐにも実施すべき措置です。政府に対して、軍事予算の倍增政策を直ちに中止し、雇用や社会保障の改善、最低賃金1500円の政策実現のために予算を振り向けることを求めてください。

また地域別最低賃金制度は、地方から若者の移動を惹起し、過疎化や地域の衰退を衰退するなどの懸念が指摘されています。地域別最低賃金を決める指標とされる最低生計費は、地方では自動車が必要であることなど家賃以外の要素もあり、それほど差があるわけではありません。最低賃金の趣旨からしても全国一律額とすべきです。千葉地方最低審議会として地域別最低賃金制度を廃止し、全国一律最低賃金制度に移行することを表明するとともに、当面は東京都の最低賃金額と同額とすることを求めます。

最低賃金の低さは、貧困や格差、教育やキャリア形成など、労働者本人はもとより家族

や次世代も含めた大きな社会問題を生み出しています。最低賃金をめぐる問題は鋭い社会的焦点であり、最低賃金審議会の役割にかつてなく社会の関心が集まっています。活発な議論や世論喚起を図るために千葉地方最低賃金審議会の存在や審議などについて積極的なアナウンスと公開を求めます。現状では、審議会の開催や傍聴の申し込み、意見聴取などについてのウェブにおける公示も極めて短期間であり、その履歴も十分に公開されていません。議事録や資料なども過年度分も含めてすべてを常時公開してください。

以上

2024年7月22日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

市川・浦安地区労働組合連合会  
[REDACTED]

## 2024年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、市川・浦安地区労働組合連合会（市川浦安労連）としての以下のように意見を述べます。検討の際に反映されるように求めます。

千葉県の昨年度の最低賃金改定では時間額 1,026 円となりましたが、この水準では法定 1 日 8 時間労働で週 5 日勤務と仮定した場合には、月額 180,000 円、年額約 2,200,000 円ならず、安定な生活をするためには不十分です。ダブルワークさらにはトリプルワークをしている労働者もいます。

市川・浦安地域は江戸川をはさんで隣接している東京都との最低賃金が時間額で 87 円の格差があります。全国では時間額 220 円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などで格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

日本の最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。このような状況を改善し、消費を向上させて経済の好循環を図るためには、賃金の底上げがもっとも効果的です。それには全国一律最低賃金制にして、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する中小企業の願いに寄り添った利用しやすい行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。今年度の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定にもとづき、下記の通り意見を述べます。

### 記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円へと引き上げる方向で審議を行っていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引き上げ額を答申していただきたい。

2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最低賃金法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めている。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するように、政府に求めている。
  - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
  - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
  - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正する際、千葉市の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議にあたって、検討要素のひとつに使用者側の支払能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めている。

以上

2024年7月22日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

郵政産業労働者ユニオン浦安支部

## 意見書

### 第1 意見の趣旨

- 1 東京都と千葉県の最低賃金を「比率」ではなく「実額差」を是正して、社会的政策として全国一律1500円にむけて地域間格差是正を行うことを求めます。
- 2 三要素の決定に当たって、資料の精査を求めます。
- 3 審議会の公開の範囲を広げて、広く労使の意見陳述を求めます。

### 第2 意見の理由

私たち郵政産業労働者ユニオン浦安支部 [redacted] は、千葉県の事業所で働く労働者を組織している労働組合です。組合員のほとんどが時給制の非正規社員で、その賃金は①最低賃金、②正社員の調整手当支給区分が甲地以上か否か(国家公務員の調整手当支給区分とも異なり、首都圏では東京都・神奈川県に甲地以上が著しく偏る)がベースになっています。例えば、郵便・物流部門の外務社員は正社員の調整手当支給区分が乙地である船橋市や松戸市の事業所と、23区外にも甲地以上が広がる東京の多くの事業所を比較すると①90円+②50円=140円の賃金格差が構造的に生じる制度となっております。

ただし、募集の単価を見れば事業所ごとにより期間を定めて「雇用促進手当」の上積みを行っており、スキル評価の低い社員に反映されています。しかしながら半年ごとのスキル評価による加算給は消し込まれる制度となっており、長年スキルを持って働いている契約社員で時給90～140円差が生じている構造に変わりはありません。これは「最低賃金には生計費が反映されている」との理由です。

郵政ユニオンの「24春闘アンケート」によると、回答者のうち勤続10年以上の期間雇用者員の割合が、10年前(14春闘アンケート)の29.8%から58.9%と増加し、勤続20年以上も18.6%となっています。正社員から非正規社員への置き換えが進んで以降、高いスキルを維持しながらも何年経っても正社員になれない実態が反映されている中で、同一企業の中で都道府県別最低賃金の影響が大きく反映されるのが郵政産業といえます。

全労連では2024年5月24日、与野党の国会議員の推薦のうえで専修大学 [redacted]

を招いて「最低賃金と労働力の確保最低賃金の引き上げ・全国一律性の必要性」(全労連 Youtubeに掲載)の講演を行い、組合員も参加してきました。都道府県別最賃制度によって地域間格差を広げてきたことが持続可能な社会に繋がるのか問われています。

2023年5月4日の「中央最低賃金審議会目安答申の在り方に関する全員協議会報告」では「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できる」などとして「ランク制を維持することは妥当」とし、かつ目安安全協以降初めてとなった同年7月8日の目安答申でもAランク41円、Bランク40円、Cランク39円と、昨年意見書で指摘した「実額差」を広げながら「率」で地域間格差を改善したという姿勢に大きな変化はありませんでしたが、しかしながら地方審議会では、2022年に引き続きBランクでも2円上積みを行ってきた茨城県に次ぎ、Aランクでも1円の上積みを行った千葉県地方最賃審議会の答申。その後のC・Bランクの最大8円上積み(6円の格差是正)は日本の最低賃金の構造に地方から問題提起をしたもので、地方の労働者にとって大きな励みになりました。千葉地方審議会の昨年の議事録も拝見しましたが、最賃格差是正の方針が現れていることは非常に喜ばしいことです。

一方で、日本経済新聞報道によると、日本商工会議所会頭の21日記者会見で「最低賃金を巡って「都道府県ごとに賃上げ競争的などころがあり憂慮している」「支払い能力を十分に審議して欲しい」と報道されているようにこの流れを牽制する部分もありますが、憲法25条の生存権の趣旨に基づき最低賃金法があるわけで、同時に憲法14条1項の法の下での平等が規定されている中で支払い能力について配慮すべく中小企業を支えられるべく政策は本来、国に求められているのであり、地方の貧困を置き去りにした都道府県間の不合理な格差があることが問題であり、木を見て森を見ずという議論に終始しないよう求めます。

過去に遡れば1977年のランク導入以降、Aランクは3都府県で地域別最低賃金の時間額は東京都345円、大阪府315円、神奈川県309円でした。それが1992年には東京都・大阪府が601円、神奈川県が600円。1994年には3都府県とも634円となっております。現行制度内でもAランクで格差是正を行った事実があります。

また、京都府内では1979年に南部地域(1979年～1980年Bランク、1981年～1989年Aランク)と北部地域(Cランク)に区分し、地域別最低賃金の時間額は1985年に北部431円、南部455円の24円差まで拡大しましたが、北部地域も目安額より大幅に引き上げる中で、1990年に埼玉県・千葉県と同額の527円とした経過があります。

私たちは世界でもまれな同一経済圏で都道府県別最賃審議会で決定する制度そのものに問題であり、地方の貧困、地域間格差から生じる内需の縮小など経済問題をどうしていくのか、企業の支払い能力にどう配慮していくのかは、国や中央最賃審議会が主導して全国一律最賃制度をつくるべきだと考えますが、千葉地方審議会においても都道府県格差を容認しないという姿勢で、社会的・経済的政策と位置づけ中小企業を支援しながら千葉県最低賃金を目安答申の上積みにより大幅に引き上げることにより、東京都・神奈川県との最低賃金格差を是正しながら、内需を拡大することにより経済も活性化させ、「賃金の低廉

な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の趣旨に沿った時給1500円を目指す大幅引き上げとなるよう求めます。

この間の特徴的な情勢について、旧労働契約法20条裁判に関わる2023年7月20日東京地裁判決の日本郵便(寒冷地手当)事件で岩手県最低賃金の適用を受ける盛岡中央郵便局で郵便外務事務に従事する労働者側請求を棄却したことに関連して、[REDACTED](当時)が『ジュリスト』2024年2月号において、「判旨に疑問あり。」の評釈が出されたことが挙げられます。

判旨では「基本給の下限額の基礎となる地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」が考慮要素の一つとされ(最賃9条2項)、その決定過程において、各都道府県の人事委員会が定める標準生計費が参照されている。このように、時給制契約社員の基本賃金は、勤務地域ごとに必要とされる生計費も考慮された上で、勤務地域ごとに定められている」とされ、契約社員の賃金に地域ごとの不公平はなく、契約社員への寒冷地手当の不支給も不合理ではないとの結論に至っています。

この点について[REDACTED]評釈では、寒冷地手当と地域別最低賃金についても補足的に検討して、「たしかに、地域別最低賃金の考慮要素として、法律上、①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つが挙げられる」しかし、実際には中賃目安額の決定では②が重視され、最賃引き上げ額の決定要因の計量分析でも②が正の影響を与え、最賃法の制定当初の経過にも触れて労働者の生計費や暖房費等が勘案されたとは考え難いとして、原告の基本給に寒冷地手当相当分が反映されていると判断することは、規範的解釈として困難であると疑問を示しています。

最低賃金の三要素について、使用される資料の精査を求めます。

「生計費」について「人事院標準生計費」は公的機関の算出する唯一の生計費作業として活用されていますが、恣意的な算定手法により金額が抑えられているのとも考えます。1991年まで一部をマーケットバスケット方式による理論生計費で算定していましたが、費用別支出額を算出するにあたって家計調査結果を「並数階層」の水準に置き換えるという手法を用いているものと思います。並数の幅も明らかではなく、家庭によってどこを節約しているかが違う中でいたずらに金額を抑制するものと考えます。

この「人事院標準生計費」については、今年6月5日には衆議院厚生労働委員会において宮本徹議員が質問。四人世帯で愛媛は13万8810円で暮らしている。隣の高知は21万3780円で石川は27万8070円。愛知が19万8800円で隣の三重は27万7300円。年ごとの変動も大きく大阪は1年で6万円上がり、物価高騰にもかかわらず2年前より下がったところが結構あると指摘しています。

この結果について愛媛1区の塩崎厚生労働省政務官は「全国で一番生活コストが安いということで、嬉しいやらショックやら複雑な気持ち」とし経済の実態に即した形で定めら

れることが大事だろうという意味で消費者物価指数や生活保護基準に関する資料で実態に即した議論が大事だと述べました。

宮本議員は生活保護基準が五年に一回でそれ自体議論があることや生計費の概念とも違うとして生計費の「まともな統計」を作る必要を問いました。

武見厚労大臣は、どのような調査の資料を用いるかはそれぞれ地元の公労使三者構成の審議会で合意の上で決定しているとして、物事の決め方は今までの経緯を非常に重視しなければならない。各都道府県審議会でこれまでの議論を踏まえ、相当丁寧に議論しなければならない重要課題だとしました。

6月25日の中央最賃審議会は、審議会会長に諮問分を手交するとともに「三要素に基づき審議いただきたい」という武見厚労大臣のあいさつがありつつも、宮本議員質問によって与野党を超え「この統計はおかしい」「エビデンスに基づく政策はどこにいった」との声が上がった人事院標準生計費(資料1の33頁)については、同日の第1回目安小委員会においては事務局説明で全く触れられずそのまま資料として提出され、審議会委員の質問も全く無かったと傍聴者から聞いております。

「賃金相場」についても、郵政を代表例として現在の地域間格差を反映される賃金制度が賃金相場に悪影響を与えていることを考慮しなければなりません。同時に、EUでは最低賃金を「賃金中央値の60%、平均賃金の50%以上のいずれか」とするよう求めるEU指令が出され、ドイツは「賃金中央値の60%」、英国は「賃金中央値の3分の2」を根拠とした額となっています。しっかりとした数値によって最低賃金を決定することを求めます。

「事業の支払い能力」については、東京などと同一経済圏の中で下請け関係・取引関係が構築されている中で、各県の経済活動の違いを理由に最低賃金の地域間格差まで決定することは問題です。逆進性の高い消費税も、医療費も、郵便料金も全国一律であり、むしろ労働者の低い賃金が購買力を低下させ、地域経済にも悪影響を与えているものと考えます。

最後に、労働組合の大小や潮流にかかわらず広く口頭陳述の機会をもうけ、傍聴席も増やすなど審議会の公開の範囲を広げていただくよう求めます。

以 上

千葉県の最低賃金をただちに  
時給1500円以上に引き上げるとともに、  
地域間格差の解消を求めらる要請書

8952 筆

7月22日

取扱団体 千葉県労働組合連合会

千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、

## 地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

### ■ 要 請 趣 旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 1026 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とはほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給 1500 円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が年々広がり、時給で 220 円にも及んでおり、労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

新型コロナウイルス感染拡大や物価高による資材高騰の影響で、売上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

### ■ 要 請 項 目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

氏 名	住 所
-----	-----

--	--

\*この署名用紙は、関係行政機関への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません 【取扱団体】千葉県労働組合連合会（千葉労連）

## 千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受け、企業活動や経済活動は完全に再開している。千葉県内では、すべての産業において従来にも増して人手不足が深刻化している。

2024年春季生活闘争では、労使の懸命な努力で賃金の引き上げに取り組まれているが、物価高に追いつかず、実質賃金額は下がり続けている。大幅な賃上げができたのは、一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。生産年齢人口の減少が不可避である中、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が2023年9月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で1,140円、単身者世帯でも月額188,000円であり、現在の千葉県の最低賃金1,026円で1日8時間、1か月22日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。全国の最低賃金が時間給1,000円以上を目指すとともに、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,140円を目指し、積極的な審議を強く要請するものである。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定(産業別)最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出しているということを尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

### 記

#### 1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,140円を目指し、今年度の引き上げ額を審議すること。

#### 2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤 克之助 様  
千葉労働局  
局長 岩野 剛 様

## 2024 年度 最低賃金に関する要請書

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受け、企業活動や経済活動は完全に再開している。特に、観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)などの産業は、コロナ禍に企業活動が停滞していたが、回復している。千葉県内では、すべての産業において従来にも増して人手不足が深刻化している。

2023年春季生活闘争では、労使の懸命な努力により賃金の引き上げは行われたが、物価高に追いつかず、実質賃金額は下がり続けている。大幅な賃上げができたのは、一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。

また、超少子化・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2023年9月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,140円、単身者世帯でも月額 188,000 円 であり、現在の千葉県の最低賃金 1,026 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国の最低賃金が時間給 1,000 円以上になるよう、千葉県における引上げに積極的な審議を強く要請するものである。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

### 記

#### 1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるように、今年度の引き上げ額を審議すること。

#### 2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

2024年6月



JAM東京千葉 千葉県連絡会

会長

労組名

**JAM東京千葉  
葛飾精鋼労働組合**

代表者名